

職員一般

宝塚市消防長
消防監 藤原 國雄

宝塚市消防訓練時安全管理要綱
の制定について (通達)

標記のことについて、別添のとおり制定したので通達する。

なお、この運用については、自治省消防庁から示された「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動における安全管理マニュアル」を活用して、事故防止の徹底を図られたい。

目次

第1章	総 則
第2章	安全管理体制
第3章	安全管理業務
第4章	記 録 等

宝塚市消防訓練時安全管理要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市消防職員安全衛生管理規程（昭和61年消訓令第4号）第14条に基づき、訓練時の安全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

(訓練の計画的実施)

第2条 所属長（本部の課長及び消防署長をいう。以下同じ。）は、訓練を安全確実に実施できるよう年間計画及び月間計画をたて、計画的に実施するよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、消防における訓練を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めなければならない。

第2章 安全管理体制

(安全主任者等)

第4条 大規模訓練（2以上の消防署にまたがり実施する訓練をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者、安全主任者及び必要に応じ安全副主任者（以下「安全主任者等」という。）を置かなければならない。

2 通常訓練（大規模訓練以外の訓練をいう。以下同じ。）を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任者を置かなければならない。

3 安全主任者等は、訓練計画の都度指定するものとする。

4 安全管理の組織は別表のとおりとする。

(統括安全主任者の職務)

第5条 統括安全主任者は、大規模訓練時において安全主任者及び安全副主任者を指導監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し統括訓練指揮者を補佐す

る。

(安全主任者の職務)

第6条 安全主任者は、訓練時における安全管理の推進者として、次に掲げる事務を掌握する。ただし、大規模訓練時においては統括安全主任者を補佐する。

- (1) 訓練計画における安全管理に関すること。
- (2) 訓練場所（施設）及び使用資器材の点検に関すること。
- (3) 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- (4) その他訓練時の安全管理に関すること。

(安全副主任者の職務)

第7条 安全副主任者は、安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する職務を補助する。

第3章 安全管理業務

(訓練計画)

第8条 所属長は、訓練を実施する場合は訓練計画者に概ね次の事項について計画させるものとする。

- (1) 訓練の日時
- (2) 訓練の場所
- (3) 訓練の種目
- (4) 訓練の目標及び内容
- (5) 訓練指揮者（大規模訓練においては、統括訓練指揮者及び訓練指揮者）
- (6) 安全主任者等
- (7) 当該訓練におけるそれぞれの任務分担
- (8) 使用資器材
- (9) 訓練参加職員数
- (10) 訓練における安全管理に関する事項
- (11) その他必要事項

2 前項に定める訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項（以下「安全管理計画」という。）について訓練計画者は、訓練指揮者及び安全主任者等と協議し作成しなければならない。

（安全管理計画）

第9条 前条に定める安全管理計画は、安全管理業務を円滑に実施するため訓練の実施前、実施中、実施後の3段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全点検表を作成するものとする。

（訓練前教育）

第10条 訓練指揮者は、訓練を実施する場合には、訓練の内容及び方法の説明を十分行うとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

（訓練指揮者の措置）

第11条 訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し、職員の事故防止に努めなければならない。

（安全主任者等の措置）

第12条 安全主任者等は、安全管理計画に基づき、当該訓練が安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は訓練指揮者に改善措置等について、上申しなければならない。

2 前項において、災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等必要な措置を講ずることができる。

（職員の職務等）

第13条 職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の修得に努むるとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼を堅持し、訓練時の事故防止に努めなければならない。

（訓練終了後の検討）

第14条 訓練指揮者及び安全主任者等は、訓練終了後訓練参加職員の一部又は全部

の参加を求め、安全管理について必要に応じ事後検討を行うものとする。

第4章 記録等

（記録等）

第15条 訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練計画に関する記録
- (2) 訓練の実施に関する記録
- (3) 訓練中の事故に関する記録
- (4) その他訓練に関する記録

2 安全主任者等は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録
- (2) 安全点検表に関する記録
- (3) 事後検討に関する記録
- (4) その他訓練における安全管理に関する記録

付 則

（施行期日）

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

図 1 (大規模訓練時)

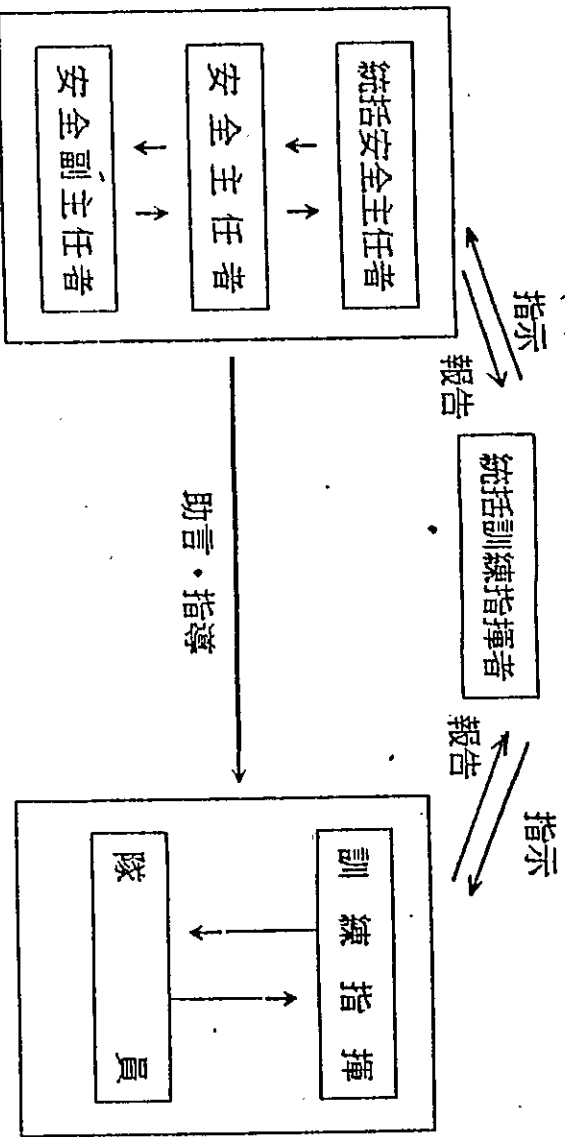
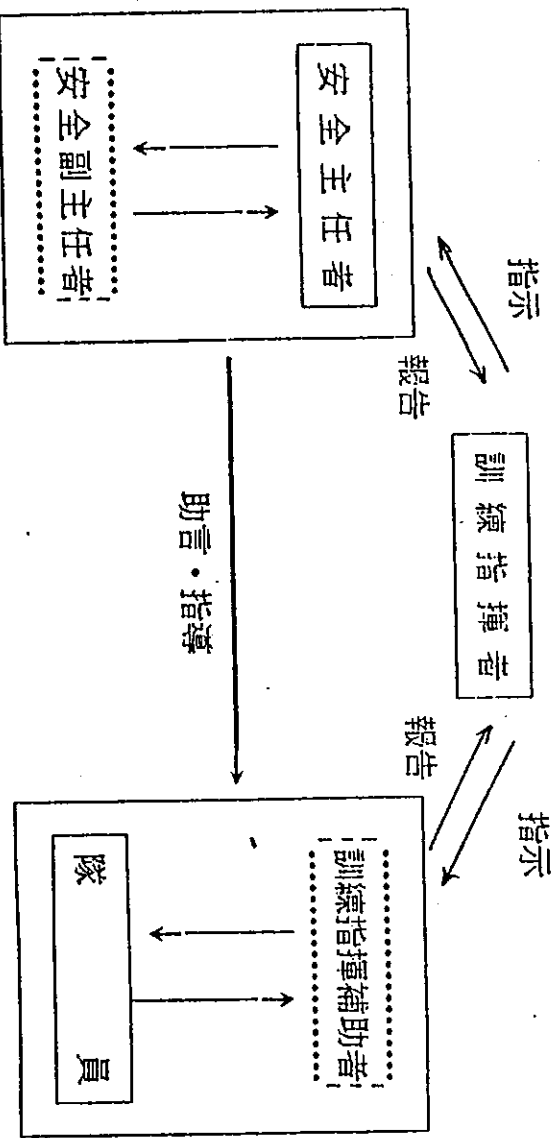


図 2 (通常訓練時)



(注) 小規模な訓練等では、安全副主任者・訓練指揮補助者を省略することができる。

※ 安全管理責任は職制系列によることを原則とする。